

薩摩川内市サーキュラー研修事業支援業務委託

仕様書

令和7年6月

薩摩川内市

第1章 総則

(適用)

第1条 この仕様書は、薩摩川内市（以下「本市」という。）が発注する薩摩川内市サーキュラー研修事業支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本市は、令和3年6月「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行った。SDGsの達成とカーボンニュートラルの達成のため、産業分野、市民生活など、あらゆる分野において技術革新や変革を起こし、「サーキュラー都市・薩摩川内市」を実現することを目指し、市民・事業者、地域、学校など、あらゆる関係者と連携しながら「SDGsチャレンジ」を合言葉に、社会、環境、経済の三側面の統合的な取組を展開しているところである。

SDGs・カーボンニュートラルの推進（以下、「SC政策」という。）に当たっては、行政だけの活動には限界があり、市民、地域、学校、事業者など、あらゆるステークホルダーと連携した取組が必要である。そのため、本市におけるSC政策の達成のために必要となる人材を育成し、その取組の裾野を広げていくことが必要である。

本業務においては、2050年カーボンニュートラルの達成とSDGsを起爆剤とした持続的発展を両立していくため、体験型・参加型の研修プログラムの実施を通じて、社会・環境・経済の統合的視点を具体的に学び、自ら考えて行動する人材（キーパーソン）を育成し、キーパーソンがサーキュラーエコノミーやSDGs等について自発的に発信・啓発することで、市民等の理解促進や取組推進等の波及効果に繋げることを目的とする。

【参考：本業務等により達成を目指しているKPI（評価指標）の項目】

- (1) 住民基本台帳人口における社会増減数
- (2) 市内学校新卒者の市内企業就職率
- (3) 市内の立地企業における新規雇用者数
- (4) サーキュラーエコノミー関連分野の実証事業の実施件数
- (5) サーキュラーエコノミー関連事業の操業件数

(対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は、薩摩川内市全域とする。

(履行期間)

第4条 契約締結日から令和8年3月18日（水）までとする。

(受注者の義務)

第5条 受注者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- 2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任を持って充足しなければならない。
- 3 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、発注者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

(関係法規等)

第6条 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、国・県・市等の上位計画、指導・通達との整合を図るものとする。

(秘密の厳守)

- 第7条 受注者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、発注者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- 2 受注者は、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(疑義)

第8条 受注者は、本業務について不明な点又は疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けることとし、その時期を逸して、業務遂行に当たり手戻りが生じないようにしなければならない。

(業務計画書)

第9条 受注者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、次の各号に掲げる関係書類を遅延なく監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。また、業務の区切りにおいて、調査の進捗を逐次報告するものとする。

- (1) 業務内容等
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制
- (7) 成果品
- (8) その他

(協議)

第10条 業務着手時及び実施中における協議及び打合せは、綿密に行うものとし、業務実施中における協議は、発注者の指示又は受注者からの申入れにより、随時実施するものとする。

- 2 受注者は、その協議事項について記録し、次回の打合せの際、相互に確認するものとする。
- 3 業務着手時及び成果品の納品時には、本業務の責任者が立ち会うものとする。

(市の各種事業との連携及び再委託)

第11条 受注者は、本業務の実施に際し、市が実施する各種事業との連携を図るものとする。また、再委託を行う場合は、主たる業務を除くものとし、発注者の承諾を得ること。

(図書の貸与)

- 第12条 受注者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を所定の手続きによって借り受けるものとする。
- 2 受注者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに発注者に返還しなければならない。
 - 3 受注者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記することとする。

(不測の事態の発生)

第13条 本業務の遂行中、不測の事態（事故、地域住民とのトラブル等）が発生した場合は、速やかに発注者に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

(安全管理)

第14条 本業務を遂行するに当たり、関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

(契約変更)

- 第15条 本業務は、本業務内で想定するリスク（工期内における業務費（設計費を含む。）の増加又は工期延長を招く不確定要因）を洗い出し、業務計画において、その性質を把握することとする。
- 2 計画していた業務を実施できない場合や実施回数の変更、実施方法の変更などが生じた場合には、双方協議を行い、契約内容や契約金額の変更を行う可能性がある。
 - 3 なお、発注者から変更指示した場合、発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合等（天候不良、自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	受注者	
業務の遅延	関係機関協議等に時間を要し、工程が遅延した場合	△	△	双方協議

	本業務の実施中に、市民トラブルが生じ、当該トラブルによる業務遅延等		○	
本事業の中止・延期	市の施策方針転換に伴う業務の変化等	○		政策変更等によるもの
追加業務等	本業務を実施中に、新たな業務等が追加になった場合	△	△	双方協議
	市民、地域団体などの意見等により、追加業務が必要となった場合	○		
データ提供	本業務の実施に当たり、必要な各種行政データの提供に遅れがあった場合	○		
不可抗力リスク	暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒乱・暴動その他の人為的な現象によるもの。ただし、自然災害に関しては、各種事業の計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい。

（発注者側の審査）

第16条 発注者は、本業務の実施に当たり、企画資料等の諸情報を活用しながら、質の高い業務遂行が行われるよう努めるとともに、成果品等の審査を実施しなければならない。

（検 査）

第17条 受注者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ検査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 受注者は、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において、所要の修正等を行わなければならない。

第2章 業務内容

（業務項目）

第18条 業務項目については、次のとおりとする。

（1）発注者との打合せ及び共通事項

ア 受注者は、業務の実施に際して、発注者と綿密に打合せを行うこと。

イ 各業務で作成した資料、データの著作権は発注者に帰属し、最終的に成果品として、発注者に提出すること。なお、著作権を受注者と共有する場合は、別途協議を

行う。

ウ 各業務の企画と運営方法等は、双方協議の上、決定するものとする。

エ 各業務の今年度の成果をアンケート調査や統計データで把握した上で、来年度以降の業務企画に反映できるようにするものとする。

オ 本業務で作成する成果物等には、「薩摩川内SDGsチャレンジ」ロゴマークを使用すること。

(2) 研修スキームの構築

ア 市内の小・中・高等学校の児童・生徒を対象とする本市独自の「サーキュラーエコノミー研修プログラム」を構築し、その企画・検討・運営を行う。

イ 研修プログラムの内容は、社会・環境・経済の統合的視点を講義や体験を通じて具体的に学べるものとし、自ら考えて行動する人材（キーパーソン）を育成し、各々がサーキュラーエコノミー（CE）やSDGs等について自発的に発信・啓発するマインド及びスキルの養成を目指す。

ウ 地域性、年齢を含めた地域に根付いた参加型・体験型のプログラムを構築する。
また、3Dプリンタ等を実際に活用することで、機材の特性や資源循環の仕組みについて具体的かつ分かりやすいプログラムとする。

エ 本業務では、研修プログラムの実施段階で判明した改良点、改善点等を反映したうえで、「手順書」として整理するとともに、次年度以降に展開・応用可能な研修スキームとして構築する。

(3) 参加型・体験型の研修プログラムの企画・運営

ア ワークショップの実施

（ア）廃棄物に対するイメージや価値観の転換、有用性の気付き等を促すことを目的とし、実際に様々な廃棄物由来の素材（マテリアル）を使用した参加型・体験型のワークショップ（以下「本ワークショップ」という。）を実施する。

（イ）本ワークショップは、市内の小・中・高等学校の児童・生徒を対象とし、ワークショップの冒頭に基本的な知識習得のための講義形式の学習を行う。

（ウ）具体的には、各家庭から、特定のプラ（例えばPP）を持参させ、フィラメントへ加工、3Dプリンタで成形し持ち帰るといった一連の流れを想定している。

（エ）必要に応じて、資源循環工場の見学や、サーキュラーエコノミーが求められる背景や現在の社会構造、そして、廃棄物の現状等をテーマとした課題解決型ワークショップを取り入れるなど、内容に工夫を凝らす。

（オ）本ワークショップは、4回程度開催するものとし、事前公募に係る募集事務は受注者が行うものとする。

（カ）本ワークショップを通じて、受講者が事後的に活用するための「手順書」を作成することとするが、詳細な企画と運営方法は、双方協議の上、決定する。なお、運営に要する費用は、受注者が負担するものとするが、このうち市有施設で実施する場合は、会場使用料は不要とする。

- (キ) 本ワークショップ（対面・オンライン）で使用する機器、事務用品等は受注者が用意する。
- (ク) 本ワークショップの開催中のリスクに備える保険へ加入する。

イ その他

- (ア) 本ワークショップの実施後は、受講者の理解度や意識変容等の効果測定のためのアンケート等を実施する。（アンケート等の実施方法については、双方協議の上、決定する。）
- (イ) 見学会及び各ワークショップの企画・運営にあたっては、単発のプログラムではなく、参加者の理解やスキルの習得を優先し、連続性のあるパッケージとして実施する。

(4) 参加型・体験型の研修プログラムの実施のための環境整備

- ・本ワークショップに必要なとなる 3D プリンタ用フィラメント製造機等を整備する。
- ※購入により設備を取得する場合は、本業務終了時に発注者が所有するものとする。

【経費割当の想定】

事業内容	経費
○ソフト事業	2,060 千円
(1) 発注者との打合せ及び共通事項	2,060 千円
(2) 研修スキームの構築	
(3) 参加型・体験型の研修プログラムの企画・運営	
○ハード事業	2,200 千円
(4) 参加型・体験型の研修プログラムの実施のための環境整備	2,200 千円
合 計	4,260 千円

(成果品の提出)

第 19 条 本業務の全てが完了した後、受注者は、次の成果品を作成・準備の上、発注者に提出しなければならない。

- (1) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 本冊 2部 カラー
- (2) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 電子データ 一式（CD-R又はDVD-R）
- (3) 本業務において作成、使用等したデータ 一式
- (4) その他、発注者が指示したもの 一式

※ 成果品の作成に当たっては、本仕様書や監督職員の指示に従うこと。

2 受注者は、本業務に係る完成通知書とともに、前項各号に示した成果品を、発注者に提出するものとする。なお、提出場所については、薩摩川内市企画政策課とする。